

一般質問通告書

【第59回定例会】

多可町議会議長 河崎 一 様

多可町議会議員

大山由郎 

受 領 日	番号
平成 26 年 9 月 / 日	1
午前・午後 8 時 30 分	

質問の項目及び要旨	答弁を求める者
1. 「自営業者介護休業制度」を検討せよ	町長
2.	
3.	

☆ 一般質問の通告期限は9月12日（金）午後0時00分までです。

質問要旨はできるだけ詳細にお願いいたします。

質 問 の 内 容

我が国は今、かつてない少子高齢化を経験している。

高齢化人口は既に総人口の4分の1となっている。

多可町も例外ではない。言うまでもなく長寿は長年の人類の願いでもあり、戦後の生活水準の向上によりこれを実現した。さまざまな思いはあるが、我が国の各種社会保険制度の充実が長寿の生活を可能にした。

しかしながら、老いゆく親を支える子の仕事と介護の両立をどうはかるのか。

政府の対策としては、1999年度に介護休業制度を企業に義務づけ、現在、労働者は93日の休業を認められ、休業中は雇用保険より4割を給付され、さらに2010年より年5日の介護休業も取れるようになった。十分ではないが労働者の負担は軽減した。厚生労働省職業家庭両立課によれば、対象の多くは会社員などの勤め人であり、自営業者に配慮した制度は無いのが現実だ。

2012年度の総務省就業構造基本調査によれば、親などを介護しながら働いている人は全国で、約270万人、このうち自営業者は約50万人である。

識者は、任意に労働時間を短縮できる自営業者は、無理をすればなんとか仕事と介護を両立できるケースが多い。しかし結果として収入は減り、自宅介護が可能という理由で特別養護老人ホームなどへの入居順位も低くなりがちで、何らかの公的サポートの仕組みが必要だ、と指摘している。

この件は多可町だけの問題ではない、全国的な問題であり、国が対応をすべき問題であるが、国の制度が確立されるまで、多可町独自のサポート、そして、近隣の市町を巻き込んで、「自営業者介護休業制度」などの検討をするべきだ。